



熊本県公報

号外 第25号
令和4年(2022年)
4月1日(金)
(毎週 火・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1

規 則

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年4月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第20号

熊本県職員等の失業者退職手当支給規則の一部を改正する規則
熊本県職員等の失業者退職手当支給規則(昭和50年熊本県規則第57号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「交付」を「交付【文書番号： 】」に改め、「印」を削り、

「 電話番号 」を「 担当課・班名 及び電話番号 」に改める。

別記第2号様式を次のとおり改める。

別記第2号様式(第5条、第16条—第18条関係)

在 職 票

年 月 日交付【文書番号： 】

退 職 し た 職 員	氏 名	
	生 年 月 日 及 び 年 齢	年 月 日 満 歳
	住所又は居所	
	就 職 年 月 日	年 月 日
	退 職 年 月 日	年 月 日
	勤 続 期 間	月
	退職時の身分 又は雇用区分	
<p>上記の事項を確認する。</p> <p style="text-align: center;">退職した職員の名</p>		
<p>上記のとおり在職していたことを証明する。</p>		
所 属	所 在 地	
	名 称	
	連 絡 先 (担当課・班名 及び電話番号)	
所 属 長 職 氏 名		

別記第3号様式及び別記第4号様式中「印」を削る。
 別記第4号の2様式中「(高年齢・特例)受給資格者氏名 印」を「(高年齢・特例)受給資格者氏名」に、
 「3 3・4欄の下の「(高年齢・特例)受給資格者氏名」に、
 4 この届書には、変更の事実を証明することが
 5 ※印欄には、記載しないこと。
 者氏名」欄については、記名押印又
 できる官公署が発行した書類(例え
 「3 この届書には、変更の事実を証明すること
 ば住民票)を添えること。
 4 ※印欄には、記載しないこと。
 ができる官公署が発行した書類(例え
 に改める。
 別記第5号様式の備考以外の部分中「印」を削る。
 別記第6号様式中「印」を削る。
 別記第7号様式中「氏名 印」を「氏名」に、「.....
 公共職業安定所長 印」を「(取扱者:公共職業安定所長)」に改める。
 別記第8号様式中「印」を削る。
 別記第9号様式の備考以外の部分中「印」を削る。
 別記第10号様式の注意事項以外の部分中「印」を削る。
 別記第11号様式中「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)
 印」を「(公共職業訓練等の施設の長の職氏名)」に、「受講者氏名
 印」を「受講者氏名」に、「8 8欄の下の受講者氏名については、記名押印又は署名
 のいずれかにより記載すること。 9 ※印欄には、記載しないこと。
 を「8 ※印欄には、記載しないこと。」に改める。
 別記第12号様式の備考以外の部分中「印」を削る。
 別記第12号の2様式及び別記第13号様式中「印」を削る。
 別記第13号の2様式の備考以外の部分中「印」を削る。
 別記第13号の3様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」
 に改める。
 別記第13号の4様式を次のとおり改める。

別記第13号の4様式(第22条関係)

(表)

就業促進定着手当に相当する退職手当支給申請書

1 氏名			2 受給資格証番号		
3 住所	〒				
4 就職先の事業所	名称			事業所番号	— —
	所在地	〒 (電話番号)			
5 1週間の所定労働時間	時間	分	6 求人申込み時等に明示した賃金額(月額)	万 千円	
7 雇用期間中の賃金支払状況					
① 賃金支払対象期間	② ①の基礎日数	③ 賃金額			④ 備考
		(A)	(B)	計	
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
月 日 ~ 月 日					
就職年月日 ~ 月 日					
8 上記の記載事実には誤りがないことを証明します。					
年 月 日		事業主氏名		印	
(法人のときは名称及び代表者氏名)					
9 熊本県職員等の失業者退職手当支給規則第22条第1項の規定により、上記のとおり就業促進定着手当に相当する退職手当の支給を申請します。					
年 月 日		申請者氏名			
任命権者 様					
備考					

事業主の証明

(裏)

備考

- 1 この申請書は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から起算して6月に至った日の翌日から起算して2月以内に、退職当時の任命権者に提出すること。
- 2 申請者にあつては1欄から3欄までの欄及び9欄、当該申請者を雇用した事業主にあつては4欄から8欄までの欄をそれぞれ記載すること。ただし、1欄から3欄までの欄は、再就職手当に相当する退職手当の支給申請時から変更がない場合は記載を省略することができる。
- 3 申請は正しくすること。偽りの記載をして提出した場合には、以後、就業促進定着手当に相当する退職手当を受けることができなくなるばかりでなく、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 4 事業主の記載事項
 - (1) 5欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から6月に至った時点における1週間の所定労働時間を記載すること。
 - (2) 6欄は、事業主が求人申し込み、募集等を行う際、申請者に対して明示した賃金額(月額)を記載すること。
 - (3) 7欄は、再就職手当に相当する退職手当の受給に係る就職日から最初に到達する賃金締切日(賃金締切日が1暦月中に2回以上ある者については各暦月の末日に最も近い賃金締切日を、日々賃金が支払われる者等定められた賃金締切日のない者については暦月の末日をいう。以下同じ。)まで、及び各賃金締切日の翌日から次の賃金締切日までの期間ごとにそれぞれ記載すること。
 - (4) 8欄において、4欄から7欄までの欄の記載事項の証明を行うこと。
- 5 事業主が偽りの証明をした場合には、不正に受給した者と連帯して、不正に受給した金額の返還と更にそれに加えて一定の金額の納付を命ぜられ、また、詐欺罪として処罰されることがある。
- 6 ※印欄には、記載しないこと。

※記載欄

※記載欄

別記第14号様式中「申請者氏名 印」を「申請者氏名」に、「1年を超えて」を「1年以上」に改める。

別記第15号様式の備考以外の部分中「印」を削る。

別記第16号様式の備考以外の部分中「印」を削る。

別記第17号様式の備考以外の部分中「印」を削る。

別記第18号様式の備考以外の部分中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「旧規則」という。）の規定により交付されている退職票等は、改正後の熊本県職員等の失業者退職手当支給規則（以下「新規則」という。）の規定により交付された退職票等とみなす。

3 この規則の施行の際現に旧規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、新規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。